平成20年10月7日 先物取引被害全国研究会 代表幹事 大迫惠美子 事務局長 荒井 哲朗

監督官庁の権限不行使について、これを「いわば監督規制権限の恣意的な不行使」であると厳しく非難して国の被害者らに対する国家賠償責任を認めた大阪高等裁判所平成20年9月26日判決について、昨日、国が上告を断念すると発表し、同判決が確定する見通しとなった。

本件国家賠償請求訴訟事件は、全国の当研究会の会員が精力的に取り組んできたところである。金融商品取引ないし同まがい取引に関する大規模な消費者被害について初めて国家賠償責任を肯定した大阪地方裁判所平成19年6月6日判決、及び、同判決よりも踏み込んだ判断をして与えられた裁量権の積極的な行使を求め、裁量逸脱の程度は著しいというほかないとしてより大きな範囲で国家賠償責任を肯定した上記大阪高等裁判所判決を、当研究会はいずれも高く評価し、支持する。

監督官庁による金融商品取引ないし同まがい取引の監督は、現時点においても、およそ適切に尽くされているとは言い難い状況にあり、適切な規制監督権限が行使される前提となるべき法令の整備すら著しく不十分である。証券取引の分野においてはいわゆる未公開株商法の著しい蔓延に全く無策であったし、金融先物取引の一種である外国為替証拠金取引に関する被害の急増にも時機に応じた対処をすることができず、国民経済に非常な混乱と莫大な損失を生じさせることとなった。商品先物取引に関する深刻な被害はなお根絶には程遠いのみならず、海外先物取引、海外先物オプション取引、ロコ・ロンドン貴金属保証金取引、商品CFD取引などについては適切な規制権限の発動があるとはおよそ評価し得ない。

国は、金融商品取引ないし同まがい取引が詐欺的商法の手段として用いられてきたことについて正しい認識に立ち、消費者の保護を掲げる現在の金融行政のなかで、監督規制権限の適切な行使によって、金融商品取引ないし同まがい取引に関連した消費者被害が適切に解消・予防しえること、また、解消・予防しなければならないことを改めて自覚するべきである。

金融商品取引ないし同まがい取引に関する国家賠償請求がはじめて認容された本件各判決は、被害者及び弁護団の気の遠くなるような地道な訴訟活動の積み重ねの上に獲得されたものである。当研究会は、同事件に精力的に取り組んできた被害者及び弁護団に敬意を表し、併せて、今後、同種の凄惨な被害が生

じることのないよう、監督及び規制の権限と義務を有する主務官庁に対して、 現在において監督規制権限が不適切な態様で行使されていない被害類型につい て早急に適切な対応をとるべきことを強く期待し、さらに、国に対して、十分 な監督権限及び義務を尽くしうる法律上及び事実上の環境を早急に整備するこ とを強く期待することとして、本声明を発することとする。

以上